

中部地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中部地区土地政策推進連携協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体等が行う用地業務等を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携及び支援することにより、土地政策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関すること
- 二 所有者不明土地問題の解決に関すること
- 三 地方公共団体等の用地業務等の円滑な遂行に関すること
- 四 その他土地政策の円滑な遂行に関すること
- 五 前各号に関する相談体制の構築、相談窓口の設置並びに講習会や講演会等の開催に関すること
- 六 その他必要と認められる事項に関すること

(構成員等)

第4条 本協議会は、別表1に掲げる会員、別表2に掲げる準会員及び別表3に掲げる協力会員（以下「構成員」という。）並びに特別会員をもって組織する。

(特別会員)

第5条 前条に定める特別会員とは、以下のとおりとする。

- 一 愛知県、静岡県、岐阜県及び三重県の各市町村、並びに長野県
- 二 地域福利増進事業者
- 三 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
幹 事 若干名

(役員の選任)

第7条 会長は、国土交通省中部地方整備局長をもってこれに充てる。

2 幹事は、総会において会員のうちから選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長が職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務を評議する。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回、臨時総会は、幹事会において必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があるとき会長が招集する。
- 3 総会は、会長または会長の指名する幹事が議長として主宰する。
- 4 総会の招集は、会議の開催日の7日前までに文書で目的たる議事を示して構成員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、次の事項は総会の決定を得なければならない。

- 一 構成員の加入及び脱退
- 二 規約の改正
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事)

第11条 臨時総会は、幹事会が必要と認めるときは、書面による決定に代えることができる。

(総会の議事の公開)

- 第12条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会后速やかに公開する。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第13条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、会長または会長の指名する幹事が議長として主宰する。
- 4 会長が必要と認めるときは、幹事以外の構成員及び特別会員に意見を聴くことができる。

(幹事会の議決事項)

第14条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 分科会の構成に関する事項
- 三 特別会員（第5条第二号若しくは第三号に限る。）の加入及び脱退
- 四 その他会務の執行に関する事項

(幹事会の議事)

第15条 幹事会は幹事の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(分科会)

第16条 分科会は、幹事会の下に置く。

- 2 分科会は、各専門分野に分かれて第3条に規定する事業の活動計画を策定する。
- 3 分科会は、支援に関する実態把握その他必要な調査を特別会員に対し行うことができる。
- 4 第2項の活動計画の決定に関しては、必要に応じて協力会員に意見を聞くものとする。
- 5 分科会の役員選出及び活動等に関し必要な事項は、幹事会の議決をもって別に定める。

(事務局)

第17条 本協議会は、事務局を国土交通省中部地方整備局用地部に置く。

- 2 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。
- 3 事務局に、事務局長その他所要の職員を置く。
- 4 事務局長は、国土交通省中部地方整備局用地部長をもってこれに充て、会長の命を受けて事務を掌理する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月6日から施行する。

この規約は、令和元年6月7日から施行する。

この規約は、令和2年6月3日から施行する。

この規約は、令和4年5月30日から施行する。

この規約は、令和4年7月21日から施行する。

この規約は、令和5年5月26日から施行する。

この規約は、令和6年5月28日から施行する。

中部地区土地政策推進連携協議会構成員名簿

別表 1（会員）	
1. 法務省	（名古屋法務局、静岡地方法務局、津地方法務局、岐阜地方法務局）
2. 国土交通省	（中部地方整備局）
3. 愛知県	
4. 静岡県	
5. 岐阜県	
6. 三重県	
7. 名古屋市	
8. 静岡市	
9. 浜松市	
以上、9 会員	

別表 2 (準会員)

1. 愛知県土地開発公社
2. 愛知県道路公社
3. 静岡県土地開発公社
4. 岐阜県土地開発公社
5. 三重県土地開発公社
6. 名古屋高速道路公社
7. 財務省 東海財務局
8. 農林水産省 東海農政局
9. 林野庁
 - (愛知県農林基盤局)
 - (静岡県森林・林業局)
 - (岐阜県林政部)
 - (三重県農林水産部)
10. 防衛省 東海防衛支局
11. 防衛省 南関東防衛局
12. 東海旅客鉄道株式会社
13. 中日本高速道路株式会社 名古屋支社
14. 中日本高速道路株式会社 東京支社
15. 独立行政法人水資源機構 中部支社
16. 独立行政法人都市再生機構 中部支社
17. 中部電力株式会社
18. 中部電力パワーグリッド株式会社
19. 東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社
20. 関西電力送配電株式会社 東海本部
21. 電源開発株式会社水力発電部 中部支店
22. 株式会社NTTファシリティーズ
23. 株式会社NTTフィールドテクノ
24. 名古屋鉄道株式会社
25. 近畿日本鉄道株式会社
26. 名古屋港管理組合

以上、26 会員

別表 3（協力会員）

1. 弁護士会
（中部弁護士会連合会）
（静岡県弁護士会）
2. 司法書士会
（愛知県司法書士会）
（静岡県司法書士会）
（岐阜県司法書士会）
（三重県司法書士会）
3. 行政書士会
（愛知県行政書士会）
（静岡県行政書士会）
（岐阜県行政書士会）
（三重県行政書士会）
4. 土地家屋調査士会
（愛知県土地家屋調査士会）
（静岡県土地家屋調査士会）
（岐阜県土地家屋調査士会）
（三重県土地家屋調査士会）
5. 不動産鑑定士協会
（中部不動産鑑定士協会連合会）
6. 補償コンサルタント協会
（日本補償コンサルタント協会中部支部）
7. 日本国土調査測量協会
（日本国土調査測量協会東海地区事業委員会）
8. 宅地建物取引業協会
（愛知県宅地建物取引業協会）
（静岡県宅地建物取引業協会）
（岐阜県宅地建物取引業協会）
（三重県宅地建物取引業協会）
9. 全日本不動産協会
（全日本不動産協会愛知県本部）
（全日本不動産協会静岡県本部）
（全日本不動産協会岐阜県本部）
（全日本不動産協会三重県本部）

以上、9 会員